

## 山形県学習者用端末等利用管理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山形県立学校（以下「県立学校」という。）に在籍する児童生徒に対する学習者用端末等の貸与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「学習者用端末等（以下「端末等」という。）」とは、県立学校での学習活動に必要な不可欠な教材・教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じた情報端末及びその付属品をいう。

### (貸与対象者)

第3条 端末等の貸与を受けられる者は、県立学校に在籍する児童生徒とする。

### (端末等の管理)

第4条 県立学校の校長（以下「校長」という。）は、児童生徒に端末等を貸与するものとする。

- 2 校長は、貸与状況を明らかにするため、学習者用端末等貸与管理台帳（様式第1号）（以下「管理台帳」という。）を備え、適正に管理しなければならない。
- 3 校長は、貸与状況や端末等に変更が生じたときは、速やかに管理台帳に記載しなければならない。
- 4 校長は、県教育委員会から求めがあった場合は、管理台帳の写しを提出しなければならない。

### (貸与期間)

第5条 端末等の貸与期間は、校長が定めるものとする。

### (貸与に係る費用)

第6条 端末等の貸与に係る費用は、無償とする。

### (貸与に係る同意)

第7条 端末等の貸与を受ける児童生徒（以下「利用者」という。）は、学習者用端末等貸与同意書（様式第2号）を在籍する学校の校長へ提出しなければならない。

### (端末等の取扱い)

第8条 利用者は、端末等について善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 利用者は、端末等の自宅等への持ち帰り及び自宅等のインターネット環境への接続を行うときは校長の許可を受けなければならない。
- 3 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 端末等を学校が認めた学習以外の目的で使用する事。
  - (2) 端末等を他者（教員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。

- (3) 端末等を売却、廃棄又は故意に破損すること。
  - (4) 端末等を利用し、他者に対して危害を与えること。
  - (5) 端末等に校長の許可なくソフトウェア（アプリ）をインストールすること。
  - (6) 端末等の使用に係るIDやパスワード等を他者に漏らすこと。
  - (7) 端末等に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
  - (8) 校長が別に定める端末等に係る取扱規程等に反すること。
  - (9) その他、別に定める遵守事項に反すること。
- 4 利用者は、県教育委員会又は校長から端末等の管理運営に当たり必要な指示があったときは、その指示に従わなければならない。

#### **(通信及び充電に係る経費)**

第9条 端末等を自宅等に持ち帰り利用する場合のインターネット通信及び充電に係る経費は利用者の負担とする。

- 2 利用者は、端末等を自宅等に持ち帰り利用した場合は、翌日の使用のために必要な充電を行うものとする。

#### **(紛失・故障等の届出)**

第10条 利用者は、端末等の紛失、盗難、故障、破損等が判明したときは、直ちに学校に報告するとともに、学習者用端末等紛失・故障等届（様式第3号）を校長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該事由が利用者の故意又は過失によるものと認められるときは、端末等の原状復旧に要する修繕等の費用は、利用者の負担とする。

#### **(損害賠償)**

第11条 利用者は、端末等の使用に当たり、利用者の責に帰すべき理由により県又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

#### **(貸与の取消し)**

第12条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、休学又は留学等により長期に登校しないこととなったとき。
- (2) 利用者が、貸与された学校に在籍しなくなったとき。
- (3) 利用者が、第8条の規定に違反したとき。
- (4) その他、端末等の管理運営等において特別な事情が生じたとき。

#### **(端末等の返却)**

第13条 利用者は、校長が指定する返却日までに、端末等を返却しなければならない。

- 2 利用者は、前条の規定による貸与の取消しを受けた場合は、校長が指定する返却日までに、端末等を返却しなければならない。
- 3 利用者が前2項の規定による返却日までに端末等を返却せず、校長の督促にも応じない場合は、端末等の価額を弁償する責任を負う。

- 4 校長は、端末等が返却されたときは、端末等が正常に作動することを遅滞なく確認するものとする。
- 5 返却された端末等に故障や破損等が判明したときは、利用者は、直ちに学習者用端末等紛失・故障等届（様式第3号）を校長に提出しなければならない。
- 6 前項の場合において、当該事由が利用者の故意又は過失によるものと認められるときは、原状復旧に要する修繕等の費用は、利用者の負担とする。

**（連帯保証）**

第14条 利用者の保護者等は、本管理要綱に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証する。

**（その他）**

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。